

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第 1条 この規程は、「コンプライアンス規程」第6条の規定に基づいて定める。

- 2 この規程は、学校法人昭和女子大学（以下「法人」という。）のコンプライアンス体制を確立、周知及び定着させるため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の必要な組織及び権限を定め、その役割と責務を明確にすることを目的とする。

(コンプライアンス委員会)

第 2条 法人は、前条の目的を達成するため、理事会の諮問機関として委員会を設置する。

- 2 この規程に定める以外の事項については、「コンプライアンス規程」、「服務規程」等、法人の定める諸規程又は法令の定めに従う。

(コンプライアンス委員)

第 3条 委員は、自己の良心にのみ従い、独立してコンプライアンスに関する一切の判断を行う。

- 2 委員は、法人の諸規程及び法令にのみ拘束されるものとする。
- 3 委員は、委員会で知り得たあらゆる情報について、厳格な守秘義務を負うものとする。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員の選任)

第 4条 委員は、理事会の議決をもって選任する。

(委員の解任)

第 5条 委員に背信行為、背任行為又は守秘義務違反等、委員を継続しがたい重大な事由が発生した場合、理事会の議決をもって当該委員を解任することができる。

(組織)

第 6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、法人の役員並びに教員及び職員（以下、教員及び職員を総称して「教職員」という。）と法人外の学識者（以下「学外委員」という。）をもって構成する。
- 3 委員の定数は、5人、その内、学外委員は、1人とし、弁護士であることを要件とする。
- 4 委員長は、理事を要件として、委員の互選により選任する。
- 5 副委員長は、委員の互選により選任し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。
- 6 日常的な事務事項について、委員会は委員長に委任する。
- 7 前項に定める事務事項を所管するため、幹事1人を置き、学園本部総務部長（以下「総務部長」という。）がこれにあたる。

(諮問事項)

第 7条 委員会は、次の各号に定める事項を取扱うものとする。

- 一 コンプライアンスに関する組織及び体制について
 - 二 コンプライアンスに関する規程、規則及びマニュアル等の審議並びに理事会への上程
 - 三 コンプライアンス違反が発生した場合の関連部門への調査依頼及び調査報告の受理
 - 四 コンプライアンス違反に関する再発防止策の審議、決定及び理事会への上程
 - 五 コンプライアンス違反に関する処罰の検討及び理事会への上程
 - 六 コンプライアンスに関する教育研修計画の審議及び決定
 - 七 前各号の他、委員長又は委員会の過半数の委員が要請するコンプライアンスに関する事項
- 2 前項第3号及び第5号については、複数の当事者から事情を聴取する等、事実関係の情報が偏在しないよう慎重に対応しなければならない。
 - 3 本条諮問事項を決定する都度、公表・非公表の区分を明確にし、その取扱い並びに実施に遺漏のないよう慎重に対応しなければならない。
 - 4 本条第1項に定めるコンプライアンス違反とは、「コンプライアンス規程」第3条（指針）及び同第4条（遵守事項）の規定に抵触することを意味する。

(理事会上程の取扱い)

第 8 条 委員会が審議又は決定された事項は、理事会に報告又は提案される。

2 理事会は、前項について報告を受け、提案について議決する。

3 委員会から上程を受けた理事会は、拒絶すべき正当な事由がない限り、委員会の提案を尊重するものとする。

(招 集)

第 9 条 委員会は、委員長がこれを招集し、委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。

2 委員は、招集の事由を付した書面を委員長に提出して、委員会の招集を求めることができる。

3 前項の書面に委員の過半数が連署している場合は、委員長は、委員会を招集しなければならない。

4 委員会の招集は、開催日の7日前までに各委員に書面で通知されるものとする。但し、緊急やむを得ない場合、委員長の判断でこれを短縮又は省略することができる。

5 前各項に拘わらず、委員総数の3分の2以上の同意があるときは、招集手続きを経ないで委員会を開催することができる。

(定数及び議決)

第 10 条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席で成立し、委任状による出席は認められない。

2 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合、委員長が決する。

3 委員会の議決について、特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使できない。

4 前項の場合、当該委員は、当該案件の議決について、出席委員の数に算入しない。

5 緊急を要する事項又は簡易な事項については、委員会の開催に代えて、書面により委員に賛否を求め、委員総数の過半数の賛成をもって、議決に代えることができる。

6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の教職員又は関係者等を委員会に出席させて、その報告又は意見を聴き、資料の提供を求めることができる。

(緊急措置)

第 11 条 委員長は、重大なコンプライアンス違反があり、これを緊急に停止しなければ、法人又は各学校等に重大な損害又は影響を及ぼすと認めた場合は、委員会の議決を経ることなく、当事者の属する当該部門長に当事者に対する停止措置を命ずることができる。

2 前項の場合、委員長は遅滞なく各委員に当該事実の経過及び停止措置に至った理由を説明し、改めて委員会に諮ると同時に、事実関係の調査を開始しなければならない。

(懲罰に関する特例)

第 12 条 教職員の懲罰に係る処分の内、教職員の身分、事案の性格等に鑑みて、法人の運営上、重大な影響を及ぼすと認められる場合、委員会は、理事会の開催を求めることができる。

(議事録)

第 13 条 委員会の議事について、総務部長は、『議事録』を作成し、出席した委員全員が記名押印の上、法人が10年間、機密書類として保管する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の審議を経て、決定する。

附 則

この規程は、平成19年9月20日に制定し、施行する。

この規程は、平成25年3月21日に改定し、平成25年4月1日から施行する。【組織変更に伴い総務部長を企画総務部長に変更】

この規程は、平成26年4月1日から施行する。【組織変更に伴い企画総務部長を総務部長に変更】